

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年12月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800389号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800095号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月18日の標準賞与額を111万円に訂正することが必要である。

平成27年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月18日

A社から平成27年12月18日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は請求期間において、同社から111万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(9万8,945円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年4月3日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800390号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800096号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月18日の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

平成27年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月18日

A社から平成27年12月18日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は請求期間において、同社から120万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(10万6,968円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年4月3日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800391号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800026号

第1 結論

昭和*年*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和*年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和*年*月から昭和52年3月まで

私は、20歳に到達した昭和*年*月から国民年金保険料を納めておらず、婚姻した昭和51年12月頃、それを心配した夫が、婚姻に伴って転居したA町の同町役場で、請求期間に係る保険料16万円を一括納付した。請求期間が未納とされていることに納得できない。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、婚姻した昭和51年12月頃、婚姻に伴って転居したA町役場で請求者の夫が16万円を一括納付した旨主張しているところ、請求者に係る戸籍全部事項証明書及び改製原附票により、婚姻日(昭和51年12月*日)及び前住所のB市からA町に住所を定めた日(昭和51年12月*日)が確認できる。

しかしながら、i) 請求者が主張している昭和51年12月時点では、請求期間のうち昭和*年*月から昭和49年9月までは、時効により保険料を納付することができないこと、ii) 昭和51年12月時点では、請求期間のうち昭和49年10月から昭和51年3月までの国民年金保険料は過年度納付できるが、A町役場に設置されていた指定金融機関であるC銀行(現在は、D銀行)は、役場内の指定金融機関では国庫金である過年度保険料を収納していない旨回答しており、当該期間の保険料は、制度上、A町役場などの市区町村の窓口において納付することができないこと、iii) 昭和51年12月時点では、請求期間のうち昭和51年4月から昭和52年3月までの国民年金保険料はA町役場又はA町の指定金融機関において現年度納付が可能であるところ、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において請求期間全てが未納と記録されており請求期間のオンライン記録と一致していること、iv) 時効により納付できない上記i)の期間を含む請求期間(*月)の合計保険料額と請求者が主張している納付額16万円とは大幅に相違している上、昭和51年12月当時は、時効により保険料を納付できない期間を特例的に納付できた特例納付制度の実施期間ではなかったことなどか

ら、請求期間の保険料を一括して納付したとする請求者の主張は考え難い。

また、国民年金被保険者の住所変更手続については、住民票の異動手続とは別に国民年金に加入している被保険者自らが行うところ、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿の補記欄には、「昭和52年11月17日年金手帳再交付」、「52.11.17 才2種年金手帳本人渡し」及び「E」の受領印の記載が確認できる上、国民年金被保険者台帳には、昭和52年11月17日より後の昭和53年1月26日（変更年月日は昭和52年12月20日）に請求者に係る国民年金記録がB市を管轄する社会保険事務所（当時）からA町を管轄する社会保険事務所に移管されていることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。